

愛知県行政書士会業務分掌規則

(規則第26号)

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県行政書士会会則（以下「会則」という。）第53条第2項の規定に基づき、愛知県行政書士会（以下「本会」という。）の業務分掌に関し必要な事項を定めるものとする。

(副会長の職務)

第1条の2 副会長は、会長より委任されて部及び委員会を所管する。

2 副会長は、その担当に係る部会及び委員会に出席し、指導及び助言する。

(部の名称及び所掌業務)

第2条 本会に置く部は、次のとおりとする。

- 一 総務部
- 二 経理部
- 三 広報部
- 四 法務部
- 五 建設環境部
- 六 運輸交通部
- 七 国際部
- 八 土地利用部
- 九 法人経営部
- 十 私法部

2 総務部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 庶務、渉外及び事務局に関すること。
- 二 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録、行政書士法人の届出の事務等に関すること。
- 三 連合会から委任を受けた事項に関すること。
- 四 会員の入会、退会、顕彰、福利厚生等に関すること。
- 五 総会、理事会、正副会長会、部長会、支部長会、監察委員会、綱紀委員会、苦情対応委員会等の会議に関すること。
- 六 会員の品位保持の指導、連絡並びに支部への指導連絡に関すること。
- 七 行政書士試験事務への協力に関すること。
- 八 特定行政書士に関すること。
- 九 その他、他の部の所管に属さない事項に関すること。

3 経理部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 予算及び決算並びに金銭の出納及び保管に関すること。
- 二 入会金、会費、登録、届出事務取扱交付金等の収納に関すること。

- 三 物品の調達及び保管に関すること。
 - 四 資産の管理に関すること。
 - 五 その他の経理に関する一切のこと。
- 4 広報部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 会報の編集及び発行に関すること。
 - 二 広報活動に関すること。
 - 三 ホームページの管理運営に関すること。
 - 四 行政書士制度の普及に関すること。
- 5 法務部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 諸法令の調査、研究及び指導に関すること。
 - 二 会則、規則、規程等の起案に関すること。
 - 三 新入会員及び本会役員の研修会の開催に関すること。
 - 四 資料の収集整備に関すること。
 - 五 その他、法務部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 6 建設環境部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 建設業関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 二 産業廃棄物関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 三 その他、建設環境部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 7 運輸交通部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 運輸及び交通関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 二 その他、運輸交通部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 8 国際部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 国際関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 二 その他、国際部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 9 土地利用部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 土地基本法関連法令及び土地利用関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 二 その他、土地利用部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 10 法人経営部は、次に掲げる事項をつかさどる。
- 一 商法、会社法等の商事関係法令、各種法人設立、定款作成業務等についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 二 行政書士業務として法律で認められた社会保険労務関係業務及び税務関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 三 食品、衛生、介護及び風俗営業関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関すること。
 - 四 その他、法人経営部で取扱うことが適当と認められる事項に関すること。
- 11 私法部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 民事法務関係業務についての調査、研究及び業務研修会に関する事。
- 二 社会貢献活動に関する事。
- 三 行政書士の能力担保、業務開発等の調査、研究、指導及び研修会に関する事。
- 四 その他、私法部で取扱うことが適当と認められる事項に関する事。

(委員会等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の組織、委員等に関し必要な事項は、別に定める。

(正副会長会)

第4条 本会に、会務の総合調整及び執行に関する事項を協議するため、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長、総務部長をもって構成する。
- 3 会長は、第6条第1項の部長、同条第2項の次長等に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部長会)

第5条 本会に、理事会及び支部長会に付議すべき事案並びに部の運営、連絡等を協議するため、部長会を置く。

- 2 部長会は、会長、副会長及び部長をもって構成する。
- 3 会長は、第6条第2項の次長、部員、同条第3項の委員等に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部の組織)

第6条 部に部長を置き、常務理事がこれにあたる。

- 2 部に次長1人及び部員を数人置き、理事がこれに当たる。
- 3 部に個人会員から委員を置くことができる。
- 4 部長、次長、部員及び委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 部長は、部の会務を統括し、会務の結果を会長に遅滞なく報告するとともに、会務について会長に必要な措置をとることを求めることができる。
- 6 次長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門業務部の責務)

第7条 第2条第1項第五号から第十号までに掲げる部(以下「専門業務部」という。)は、専門業務に関する法令、諸手続等に精通すると共に相互に協力し、必要に応じ会員及び支部に対して研修会の開催又は業務に関係する資料の提供をするものとする。

- 2 本会は、各専門業務部の業務を行うことに必要な情報、資料等を当該専門業務部に登録している会員に提供することができる。

(専門業務部の会員)

第8条 本会の個人会員は、希望するすべての専門業務部に登録することができる。

- 2 専門業務部に登録している会員は、業務の研鑽に努め専門業務部の活動に協力しなければならない。

3 専門業務部に登録し又は専門業務部から登録を抹消しようとする者は、会長に登録（登録抹消）届（別記様式）を提出しなければならない。

4 会長は、前項の書類が提出されたときは、専門業務部名簿に記録し、会員の所属する支部の支部長にその旨を通知する。

（支部専門業務部）

第9条 支部長は、会員が行う業務に当たって必要があると認めるときは、支部に専門業務部の支部組織を設置することができる。支部専門業務部の役員は、当該支部において決定する。

2 支部長は、前項の規定により支部専門業務部を設置したときは、その設置を証する書面の写しを添えて会長に報告するものとする。

3 支部に設置された支部専門業務部の運営に関する経費は、当該支部の負担とする。

4 支部に支部専門業務部を設置しないときは、支部長がその職務にあたる。

5 前条第3項の規定による通知があったときは、原則として支部専門業務部に登録し、又は支部専門業務部から登録の抹消したものとみなす。

6 支部長は、支部専門業務部の会員の名簿を作成し、管理を行う。

（準用規定）

第10条 本会の業務分掌に関し、この規則に定めのない事項については、会則及び本会の規則の例による。

（規則の改廃）

第11条 この規則を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 愛知県行政書士会業務部会運営規則（規則第13号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に、次の表の左欄に掲げる業務部会の部会員である者は、それぞれ第8条第1項の規定により同表の右欄に掲げる専門業務部に所属しているものとみなす。

建設業務部会	建設環境部
運輸業務部会	運輸交通部
国際業務部会	国際・私法部

附 則

この規則は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際に、国際・私法部の業務部会員である者は、それぞれ第8条第1項の規定により国際部及び私法部に所属しているものとみなす。